平成２２年（フ）第１８３号
宮崎市大字恒久954番地１　マガタコーポ草葉Ⅰ―101号
債務者　柳田ヒデ子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4754番地１
債務者　原　　安理（旧姓濱砂）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田字砂子4139番地ホテル華耀亭寮内、住民票上の住所宮崎県えびの市大字浦1432番地
債務者　椿山美代子（旧姓今里）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市三和町40番４号
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目37番16号中島アパート301号
債務者　藤崎　初子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目１番41―303号　清藤マンション
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市隼人町見次1265番地
債務者　大山　智子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
鹿児島県曽於市財部町南俣1380番地５
債務者　田村　正二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
沖縄県那覇市楚辺２丁目19番８号　ＶＩＥＷみはらし202
債務者　平良　廣子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７６号
沖縄県浦添市字大平482番地１　ラ・メルベイユ浦添405
債務者　松田　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１１号
神戸市西区南別府２丁目９番地の１　パークサイド福寿102号、旧住所神戸市垂水区城が山１丁目８番14号
債務者　安次嶺貴之
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県明石市二見町東二見123番地の２　イーストハイツ102号、旧住所兵庫県姫路市的形町的形760―64
債務者　小川　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
兵庫県明石市茶園場町10番５号
債務者　竹澤好春こと　**衆**　　好春
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
神戸市西区学園西町７丁目１番地749―404号
債務者　高木　　桂
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住４棟303号、旧住所兵庫県加古郡稲美町印南1642番地の24
債務者　山中　雅紀
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住４棟303号、旧住所兵庫県加古郡稲美町印南1642番地の24
債務者　山中　美保
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
兵庫県明石市魚住町清水2539番地の１
債務者　飯塚　　秀
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係